新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十六年十月八日　　国土交通省九州地方整備局長　金尾　健司

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　事業者の名称　国土交通省九州地方整備局
　代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　金尾　健司
　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
二　対象事業の名称、種類及び規模
　対象事業の名称　新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業
　対象事業の種類　公有水面の埋立て
　対象事業の規模　約二百五十ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
　福岡県北九州市小倉南区空港北町地先海域及び福岡県京都郡苅田町空港南町地先海域
四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
　福岡県北九州市（門司区、小倉南区）及び福岡県京都郡苅田町
五　方法書の縦覧の場所、期間及び時間
　縦覧の場所
　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番四十号
　国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所
　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目七番三十八号
　国土交通省九州地方整備局関門航路事務所
　福岡県京都郡苅田町港町二十八番二号
　国土交通省九州地方整備局苅田港湾事務所
　福岡県北九州市小倉北区城内一番一号
　北九州市役所環境局環境監視部環境保全課
　福岡県北九州市門司区吉志新町二丁目一番一号
　北九州市門司区役所松ヶ江出張所
　福岡県北九州市小倉南区下曽根四丁目二十二番一号
　北九州市小倉南区役所曽根出張所
　福岡県京都郡苅田町富久町一丁目十九番一号
　苅田町役場環境保全課
　縦覧の期間及び時間　平成二十六年十月八日から同年十一月七日まで
　九時から十七時まで
　（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）
六　意見書の提出
　法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。
七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
　提出期限
　平成二十六年十一月二十一日まで
　提出先
　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番四十号
　国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所
　意見書の提出に必要な事項
　意見書には、次に掲げる事項を記載すること。
　一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
　二　意見書の提出の対象である方法書の名称
　三　方法書についての環境の保全の見地からの意見
　意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること

新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業環境影響評価方法書の説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十六年十月八日　　国土交通省九州地方整備局長　金尾　健司

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　事業者の名称　国土交通省九州地方整備局
　代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　金尾　健司
　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
二　対象事業の名称、種類及び規模
　対象事業の名称　新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業
　対象事業の種類　公有水面の埋立て
　対象事業の規模　約二百五十ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
　福岡県北九州市小倉南区空港北町地先海域及び福岡県京都郡苅田町空港南町地先海域
四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
　福岡県北九州市（門司区、小倉南区）及び福岡県京都郡苅田町
五　方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
　平成二十六年十月十五日　十九時から
　苅田町立中央公民館第5研修室（視聴覚室）
　福岡県京都郡苅田町京町二丁目五番地
　平成二十六年十月十七日　十九時から
　北九州市立松ヶ江南市民センター　多目的ホール1
　福岡県北九州市門司区吉志新町二丁目一番一号
　平成二十六年十月二十二日　十九時から
　北九州市立曽根東市民センター　多目的ホール
　福岡県北九州市小倉南区下曽根四丁目二十二番三号